

公職選挙法等の一部を改正する法律 概要

1 選挙権年齢等の18歳への引下げ関係 (第1条から第4条まで関係)

「公職選挙法」、「地方自治法」、「漁業法」及び「農業委員会等に関する法律」に規定する選挙権年齢等について、本則で、「18歳以上」への引下げの措置を講ずる。

2 施行期日関係 (附則第1条及び第2条関係)

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用する。

3 選挙犯罪等についての少年法の特例等

(1) 選挙犯罪等についての少年法の特例 (附則第5条関係)

- ① 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならない。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。
- ② 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

(2) 検察審査会法等の適用の特例 (附則第7条から第10条まで関係)

当分の間、18歳以上20歳未満の者は検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないこととするとともに、成人に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととする。

4 民法の成年年齢等の引下げに関する検討 (附則第11条関係)

国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

5 その他

その他所要の規定の整理を行う。